

高 福 第 3010 号  
令和 2 年 11 月 27 日

各政令指定都市・中核市福祉施設等主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
介護サービス担当課長  
(公 印 省 略)

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家  
発電設備の整備状況の調査について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ブロック塀等の安全点検及び安全対策の実施については、既に令和元年 6 月 27 日付け高福第 2048 号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長通知によりお願いしておりますが、このたび令和 2 年 11 月 2 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課他より、安全性に問題があるブロック塀等の回収及び災害発生時の入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備について調査依頼がありました。

ついては、次に該当する施設・事業所について、ブロック塀の安全点検を周知し、ブロック塀等の安全状況及び非常用自家発電の整備状況について、調査票の提出をお願いします。

## 1 周知する対象施設について

回答様式の Excel ファイルのシートを参照の上、調査対象施設一覧に記載のある対象施設に対し調査を行ってください。

## 2 ブロック塀等の安全点検について

令和元年度以前にブロック塀等の安全点検を実施していない施設・事業所においては、「（参考 1）社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」及び「（参考 1-2）社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー」を参照の上、安全上の問題がないか点検を実施するよう周知してください。

（前回通知の際に点検済みの施設・事業所に対して、再度点検を求める必要はありません。）

○調査票の提出について

前回調査においてブロック塀等の安全性に問題があった施設及び今回の点検によりブロック塀等の安全性に問題が見つかった施設・事業所について、別紙の回答様式に、施設種別ごとの集計結果を記載の上、メールでご提出ください。

**3 非常用自家発電設備の整備状況調査について**

厚生労働省による「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）をうけ、高齢者福祉施設における現状を把握するために実施いたします。

○調査票の提出について

非常用自家発電設備の整備状況にかかわらず、別添の調査対象施設一覧における、下線のある施設種別全てが対象となります。別紙の回答様式に、施設種別ごとの集計結果を記載の上、メールでご提出ください。

**4 回答期限**

令和2年12月14日（月）

**5 提出先**

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課  
福祉施設グループ 笹井あて  
メール：sasai.x4vg@pref.kanagawa.lg.jp

問合せ先

高齢福祉課 電話（045）210-1111

福祉施設グループ 笹井 内線 4855

保健・居住施設グループ 戸塚 内線 4857

在宅サービスグループ 辻 内線 4841